

津山市間伐材搬出促進対策補助金交付要領

制定	平成24年3月30日	津産森第1361号
改正	平成29年4月3日	津産森第141号
改正	平成31年4月1日	津農森第665号
改正	令和4年10月26日	津農森第1363号
改正	令和5年4月1日	津農森第705号

(趣旨)

第1条 この要領は、木材価格の低迷による林業の収益性の悪化等により放置森林が増大する中、森林の公益的機能の発揮及び森林所有者の生産意欲の向上を図るため、津山市内の森林で間伐を実施する者が、山土場から津山市内の木材市場（以下「市場」という。）に間伐材を出荷する場合の経費に対して、津山市間伐材搬出促進対策補助金（以下「間伐材搬出補助金」という。）を交付するものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、津山市補助金交付規則（昭和42年津山市規則第13号。以下「規則」という。）及び津山市林業振興補助金交付要綱（平成10年津山市告示49号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 間伐材搬出補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を満たす間伐材搬出事業とする。

- (1) 津山市内の森林において間伐を実施し、山土場から市場へ間伐材を搬出するものであること。
- (2) 間伐材搬出補助金の交付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）に国又は岡山県が行う森林環境保全直接支援事業等（以下「造林関係補助事業」という。）の採択を受けたものであること。

(補助金額)

第3条 間伐材搬出補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 間伐材搬出補助金の申請は、1補助対象事業につき1回を限度とする。

(補助対象者)

第4条 間伐材搬出補助金の交付の対象となる者は、申請年度に造林関係補助事業について交付決定及び額の確定通知書を受けた者若しくは森林所有者又はこれらから施業の依頼を受けた者とする。

(補助金の交付申請)

第5条 間伐材搬出補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、所定の補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは予算の範囲内で速やかに間伐材搬出補助金の額を決定し、規則第6条に規定する補助金交付決定書により補助事業者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第7条 補助事業者は当該補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 第6条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、間伐材搬出補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月3日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月26日から施行する。

(補助金額の特例)

2 令和4年度における補助金額は、第3条の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

区 分	補助金額
令和4年3月31日以前に申請箇所から搬出した間伐材で、津山市内の市場に出荷したもの	1 立法メートル当たり300円
令和4年4月1日から令和5年3月31日までに申請箇所から搬出した間伐材で、津山市内の市場に出荷したもの	1 立法メートル当たり600円

(様式にかかる経過措置)

3 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市間伐材搬出促進対策補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(この要領の失効等)

4 この要領は、令和8年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要領の規定により間伐材搬出補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この要領は、失効後もなおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

区 分	補助金額
申請箇所から搬出した間伐材で、津山市内の市場に出荷したもの	1 立法メートル当たり 300 円